

A-1、A-2 証拠書類等の特例

2019年の事業収入に関する証拠書類等として、2019年分の確定申告書類の控えを提出できない場合は、下記の2つのうちいずれかを代替の証拠書類等として提出してください。なお、提出する書類により給付金の算定方法が異なりますので、あわせて申請金額の算定方法についても確認の上、申請してください。

A-1 2019年分の確定申告の義務がない場合やその他相当の事由により提出できない場合

- 2019年分の市町村民税・特別区民税・都道府県民税の申告書類の控え（収受印の押印されたもの）を提出してください。

※収受印のない場合の扱いは、確定申告書第一表に収受日付印のない場合の扱いに準じます。

A-2 「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」に基づいて、2019年分の確定申告を完了していない場合、住民税の申告期限が猶予されており当該申告が完了していない場合又はその他相当の事由により提出できない場合

- 2018年分の確定申告書類等の控え又は2018年分の住民税の申告書類の控えを提出してください。

A-1、A-2 証拠書類等の特例

●市町村民税・特別区民税・都道府県民税を提出した場合の給付金の算定方法

上記の書類は、月別の収入が確認できないため、年間事業収入を12か月で割って、月平均の事業収入を算定し、2020年の対象月の事業収入がこれと比較して50%以上減少している場合は、給付対象となります。

例1) 2019年の年間事業収入が300万円 2020年3月の月間事業収入が10万円

■給付額の算定式

2019年の年間事業収入 $300\text{万円} \div 12\text{か月} = \text{月平均の事業収入} 25\text{万円}$

2020年3月の月間事業収入 10万円 (50%以上減少)

$300\text{万円} - 10\text{万円} \times 12 = 180\text{万円} > 100\text{万円 (上限額)}$

給付額 100万円

●2018年分の確定申告書類の控えを用いる場合の給付金の算定方法

例2) 紛失等のため2019年分の確定申告書類の控えが手元にない場合

2018年分の確定申告書類の控えを提出する場合は、事業収入の比較は、2018年と比較することになります。

2018年が288万円の売上だった場合、月平均の売上は24万円

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
18年	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
19年												
20年	15	15	10									
※紛失等のため手元にない場合												

2018年との同月比で月間事業収入が50%以下
2020年3月を対象月に選択した場合。

2018年
年間事業
収入
288
万円

—
対象月
収入
 10×12
120
万円

= 168万円 > 100万円
(上限額)
給付額 100万円

B-1新規開業特例（2019年に新規開業した事業者）

2019年1月から12月末までに新規開業した事業者は、下記の適用条件を満たし、かつ新規開業を確認できる書類を提出する場合に限り、特例の算定式の適用を選択することができます。（④又は④'を追加提出してください。）

●適用条件

2020年の対象月の月間収入が、
2019年の月平均の事業収入より50%以上減少している場合。

■給付額の算定式

$$S = A \div M \times 12 - B \times 12$$

S：給付額（上限100万円）

A：2019年の年間事業収入

M：2019年の開業後月数（開業した月は、操業日数にかかわらず、1ヶ月とみなす）

B：対象月の月間事業収入

■証拠書類等① 2019年分の確定申告書類の控え

② 対象月の売上台帳等

③ 通帳の写し

④ 個人事業の開業・廃業等届出書

（開業日**2019年12月31日以前**かつ提出日**2020年4月1日以前**）

又は、事業開始等申告書

（開始年月日**2019年12月31日以前**かつ申告日が**2020年4月1日以前**）

④' 開業日、所在地、代表者、業種、書類提出日の記載がある書類

※④'を用いる場合は、給付までに通常よりも時間を要する場合があります。

【例】2019年10月に開業 2020年3月を対象月とした場合

2019年の事業収入合計・120万円
月平均の事業収入・40万円

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
万円										30	40	50	30	30	20

対象月の月間事業収入20万円

$$P(2019年の総事業収入) = 30 + 40 + 50 = 120\text{万円}$$

$$M(2019年の開業月数) = 3\text{か月}$$

$$B(2020年の対象月の事業収入) = 20\text{万円}$$

$$120 \div 3 \times 12 - 20 \times 12 = 240 > 100\text{万円(上限額)}$$

給付額 100万円

B-1 新規開業特例（2019年に新規開業した事業者）

■個人事業の開業・廃業等届出書

当該届出書は、開業日が2019年12月31日以前であり、かつ当該届出書の提出日が2020年4月1日以前であること。
※税務署受付印が押印されていること。

B-1新規開業特例（2019年に新規開業した事業者）

■事業開始等申告書

当該申告書は、開始・廃業・変更等の年月日に記載した開始日が2019年12月31日以前であり、かつ当該申告書の申告日が2020年4月1日以前であること。
※受付印等が押印されていること。

第32号様式(甲)(条例第26条関係)

事業開始等申告書（個人事業税）			
事務所（事業所）	新（変更後）		旧（変更前）
	所在地	電話（　　）	電話（　　）
	名称・屋号		
	事業の種類		
事業本住所が事務所（事業所）所在地と同じ場合は、下欄に「同上」と記載する。 なお、異なる場合で、事務所（事業所）所在地を所得税の納税地とする旨の書類を税務署長に提出する場合は、事務所（事業所）所在地欄に○印を付す。			
事業主	住 所	電話（　　）	電話（　　）
	フリガナ		
	氏 名		
開始・廃止・変更等の年月日	年 月 日	事由等	開始・廃止・法人設立その他の（　　）
法人設立	所在地	法人名称	
	法人設立年月日	年 月 日（既設・予定）	電話番号
東京都都税条例第26条の規定に基づき、上記のとおり申告します。			
		年 月 日	
		氏名	郵便番号
都税事務所長 支 所 長			

開始・廃業・変更等の年月日に記載した開始日が2019年12月31日以前であること。

申告日が2020年4月1日以前であること。

備考：この様式は、個人の事業税の納税義務者が条例第26条に規定する申告をする場合に用いること。

(日本工業規格A4判)

都・個

B-2季節性収入特例（月当たりの収入変動が大きい事業者）

収入に季節性がある場合など、特定期間の事業収入が年間事業収入の大部分を占める事業者については、下記の適用条件を満たす場合に限り、特例の算定式の適用を選択することができます。

※ただし、P.15又はP.17の所得税青色申告決算書を提出しており、月次の事業収入が記載されている場合のみ、この特例を選択することができます。

●適用条件：①・②の両方を満たす必要があります。

適用条件①：少なくとも2020年の任意の1か月を含む連続した3か月（対象期間）の事業収入の合計が、前年同期間の3ヶ月（以下「基準期間」という）の事業収入の合計と比べて50%以上減少していること。

適用条件②：基準期間の事業収入の合計が2019年の年間事業収入の50%以上を占めること。ただし、基準期間が2018年にまたがる場合においても、基準期間の事業収入の合計が2019年の年間事業収入の50%以上を占めること。

※対象期間の終了月は2020年12月以前とする。

■給付額の算定式

$$S = A - B$$

S：給付額（上限100万円）

A：基準期間の事業収入の合計

B：対象期間の事業収入の合計

■証拠書類等

- 2019年分の確定申告書類の控え

※基準期間が複数年にまたがる場合には当該年分全て

- 対象期間の売上台帳等

- 通帳の写し

- 本人確認書類

【例】毎年3月頃に収入が大きい者の場合

基準期間（適用条件②）

年収50%を越える連続した3ヶ月

50%以上減少（適用条件①）

対象期間

同月の3か月間

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
万円	0	0	300	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	100

（通常の算定式を用いると、 $500 - 100 \times 12 < 0$ となり給付額はゼロ。）
特例を適用すると

$500\text{万円 (基準期間事業収入)} - 200\text{万円 (対象期間事業収入)} = 300\text{万円}$
 $300\text{万円} > 100\text{万円 (上限額)}$

給付額100万円

B-3事業承継特例（事業承継を受けた事業者）

事業収入を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた事業者で、対象月の月間事業収入が前年同月の承継前の事業者の事業収入から50%以上減少している場合、下記の証拠書類等を提出することにより特例の算定式を適用することができます。

※2019年1月から12月の間に事業の承継を受けた場合は、この特例は適用できません。ただし、P27の『B-1新規開業特例』の適用が可能です。

■給付額の算定式

$$S = A - B \times 12$$

S：給付額（上限100万円）

A：事業の承継を行った者の2019年の年間事業収入

B：事業の承継を受けた事業者の対象月の月間事業収入

■証拠書類等

① 2019年分の確定申告書類の控え

※事業の承継を行った者の名義によるもの

② 対象月の売上台帳等

③ 通帳の写し

④ 個人事業の開業・廃業等届出書

※「届出の区分」欄において「開業」を選択していること。

※2019年分の確定申告書類の控えに記載の住所・氏名からの事業の引継ぎが行われていることが明記されていること。

※「開業・廃業等日」欄において開業日が2020年1月1日から同年4月1日までの間とされていること。

※提出日が開業日から1ヶ月以内であり、税務署受付印が押印されていること。

例) 2020年2月に事業者Xから事業者Yが事業承継を行った場合の給付額の算定

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
19年	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
20年	18	10	対象月									

事業者X

事業者Y

A（事業の承継を行った者の2019年の年間事業収入） = 240万円

B（事業の承継を受けた者の対象月の月間事業収入） = 10万円

$240 - 10 \times 12 = 120 > 100\text{万円}$ (上限額)

給付額100万円

B-3事業承継特例（事業承継を受けた事業者）

■個人事業の開業・廃業等届出書

- ① 税務署受付印が押印されていること。
 - ② 「届出の区分」欄において「開業」を選択していること。
 - ③ 2019年分の確定申告書類の控えに記載の住所・氏名からの事業の引継ぎが行われていることが明記されていること。
 - ④ 「開業・廃業等日」欄において開業日が2020年1月1日から同年4月1日までの間とされていること。
 - ⑤ 提出日が開業日から1ヶ月以内であり、税務署受付印が押印されていること。